和ト協発第５１号
令和８年　７月１０日

会　　員　　殿

(公社)和歌山県トラック協会
会　長　　阪　本　享　三

安全装置等導入促進助成事業①の実施について
（助成金のご案内）

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
　さて、当協会では全日本トラック協会と連携して、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる、安全装置等装着の導入に伴う費用の一部助成を別紙要綱のとおり実施いたしますのでご活用頂きますようご案内申し上げます。

記

１．助 成 額　①装置１台につき取得価格の１/２　（上限２万円）
②側方衝突監視警報装置１台につき取得価格の１/２（上限１０万円）
※取得価格の１/２に小数点以下の値が生じた場合は小数点以下の値は切り捨てる
※取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。尚、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

２．助成限度　１会員当たり１０台（安全装置②トルクレンチと合算）

３．助成期間　令和８年４月１日～令和９年２月２６日まで
※但し、予算額に達した時点で締め切ります。

４．締 切 日　令和９年２月２６日（期日厳守）

５．助成対象　令和８年４月１日以降に購入した安全装置等
（１）後方視野確認支援装置
（２）側方衝突監視警報装置
（３）呼気吹込み式アルコールインターロック装置
（４）IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
※（１）～（４）については別紙対象装置一覧をご参照下さい
※（２）については、車両総重量７．５トン以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した場合に限り助成金対象とする。ただし、をトラクタ・トレーラーに装着する場合は、トラクタの第５輪荷重が８.５トン以上のものを助成対象とする。
※（４）については、安全性優良事業所（Ｇマーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。
※インターネットを通じての機器の購入については当該助成金については対象外とさせていただきます。

６．申 込 先　　別紙申込書及び添付書類を当協会宛送付して下さい。
(公社)和歌山県トラック協会　交付金課
〒640-8404　和歌山市湊１４１４番地　℡（０７３）４２２－６７７１